

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						119,072,105
預貯金	島根県農業協同組合額原支店他		運転資金分として			64,866,119
事業未収金	介護報酬収益(3月分)他		運転資金分として			
	流動資産合計			0	0	183,938,224
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(本部・愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見47番地2		第2種社会福祉事業である老人デイサービス事業等に使用している			13,620,000
建物	(本部・愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見45番地/飯石郡飯南町佐見47番地2	1984年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム愛寿園等に使用している/第2種社会福祉事業である老人デイサービス事業等に使用している	834,437,353	644,298,433	190,138,920
	(琴引の里拠点) 飯石郡飯南町額原2015番地	2004年度	第1種社会福祉事業である養護老人ホーム琴引の里等に使用している	718,104,210	339,157,088	378,947,122
	小計					569,086,042
基本財産特定預金	島根県農業協同組合額原支店		本部特定預金			1,000,000
	基本財産合計			1,552,541,563	983,455,521	583,706,042
(2) その他の固定資産						
建物	(琴引の里拠点) 飯石郡飯南町額原2015番地	2020年度	感染予防対策用	600,000	70,800	529,200
構築物	(本部・愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見45番地		理念碑、職員駐車場塗装工事	2,251,350	1,875,200	376,150
車輦運搬具	車輦15台分		利用者送迎車等	38,275,711	33,411,231	4,864,480
器具及び備品	ベッド、移乗用リフト等		利用者処遇	130,948,923	106,383,638	24,565,285
権利	(本部・愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見45番地 (琴引の里拠点) 飯石郡飯南町額原2015番地		駐車場造成費、水道加入負担金等	2,245,000	250,000	1,995,000
ソフトウェア	ソフト14台		動向管理システム、会計ソフト等	16,309,619	14,484,773	1,824,846
投資有価証券	島根県農業協同組合額原支店他		出資金により特段の指定なし			11,000
修繕積立資産	定期預金 島根県農業協同組合額原支店他		将来における修繕の目的のために積み立てている定期預金			50,000,000
施設整備積立資産	定期預金 島根県農業協同組合額原支店他		将来における建替え等の目的のために積み立てている定期預金			125,000,000
人件費積立資産	定期預金 島根県農業協同組合額原支店他		職員の給与及び賃金、職員の処遇に必要な経費のために積み立てている定期預金			5,000,000
奨学資金貸付金	介護福祉士養成修学資金 3名に貸付		介護福祉士の充実に因るため			2,098,836
長期前払費用	リフトバス、軽トラック		自動車リサイクル預託金			21,790
	その他の固定資産合計			190,630,603	156,475,642	216,286,587
	固定資産合計			1,743,172,166	1,139,931,163	799,992,629
	資産合計			1,743,172,166	1,139,931,163	983,930,853
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分水道光熱費等					25,214,113
賞与引当金	賞与の支払いにあてる引当金					17,433,074
	流動負債合計			0	0	42,647,187
2 固定負債						
退職給付引当金	退職金に充てる引当金					760,001
	固定負債合計			0	0	760,001
	負債合計			0	0	43,407,188
	差引純資産			1,743,172,166	1,139,931,163	940,523,665

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額は、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輦運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輦番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。